

湖南省就労推進会議設置要綱

(設置)

第1条 行政をはじめとする就労支援関係者が相互に連携し協力することにより、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第22条第2項の厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者又は働く意欲がありながら阻害要因により就労が困難な状況にある者(以下「就職困難者等」という。)に対し、就職の機会均等、雇用の促進及び職業の安定を図り、もって就労を支援するため、湖南省就労推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。1

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 就職困難者等の就労支援に関すること。
- (2) 中学校、高等学校又は大学を卒業している就職困難者等の進路保障に関すること。
- (3) 湖南省就労支援計画の策定に関すること。
- (4) 関係団体、就労担当者及び関係者等との連絡調整及び情報提供に関すること。
- (5) その他目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 民生委員児童委員の代表
- (2) 湖南省商工業関係団体の代表
- (3) 就労・生活支援関係機関の代表
- (4) 湖南省障がい者団体の代表
- (5) 湖南省福祉関係団体の代表
- (6) 湖南省国際協会の代表
- (7) 人権団体の代表
- (8) 労働、人権、福祉及び教育に携わる行政職員
- (9) その他必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 推進会議は、第1条に規定する目的を達成するため、必要に応じ部会等を設置することができる。

- 2 部会等に属すべき委員は、推進会議において推薦する者とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、就労・雇用対策に関する事務を所管する課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この告示は、平成17年11月1日から施行する。

この告示は、平成24年4月1日から施行する。